

「きたがわ荘指定介護予防短期入所生活介護事業」

(事業所番号 4572100404)

運 営 規 程

社会福祉法人 豊 寿 会

指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人豊寿会が設置運営する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、市町村（以下「保険者」という。）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の介護予防事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームきたがわ荘 指定介護予防短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 延岡市北川町長井 5565-8

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する職員は、特別養護老人ホームの職員と兼務するものとし、職種及び職務内容は次のとおりとする。 〈指定基準数〉

- 一 管理者（特別養護老人ホームきたがわ荘施設長と兼務） 1名
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 事務職員 2名
事務職員は、事務及び庶務全般に関する業務に従事する。
- 三 介護主任 1名
介護主任は、利用者の介護全般に関する業務に従事する。
- 四 介護職員 23名
介護員は、利用者の介護業務に従事する。
- 五 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者の生活相談全般に関する業務に従事する。
- 六 看護職員 3名
看護職員は、看護全般に関する業務に従事する。
- 七 機能訓練指導員（看護職員） 1名
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練の提供に従事する。
- 八 医師（嘱託医） 1名
医師は、利用者の健康管理・保健衛生指導等を行う。
- 九 栄養士 1名
栄養士は、利用者の給食管理・栄養指導に関する業務に従事する。

十 調理員

5 名

調理員は、利用者の給食全般に関する業務に従事する。

(利用定員)

第 5 条 利用定員は 5 名とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料)

第 7 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

① 基本料金

区分・要介護度	利用料	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	4,510	451	902	1,353
要支援 2	5,610	561	1,122	1,683

② 加算料金とその要件

サービス利用料金に加え、次に示す要件に基づき加算をする。

- ・施設の体制及び利用者の状態により、算定される加算分を請求する。
- ・処遇改善加算のみ、1 ヶ月の所定単位数に対しての加算単位となる。

加算名	単位数	加算要件
サービス提供体制強化 加算Ⅱ	18 単位／日	・介護福祉士の割合が常勤換算方法で 60 以上であること。

看護体制加算Ⅰ	4 単位／日	常勤の看護師を 1 名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ	8 単位／日	看護職員の数が常勤換算方法で規定数より 1 以上であること。 24 時間連絡できる体制を確保していること。
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数× 14／1000	介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組をし、介護職員の処遇改善を進める。

③ 食費・居住費の負担額

対 象 者	利用者 負担段階	居 住 費		食 費
		多床室	従来型個室	
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	第 1 段階	0 円	380 円	300 円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税非課税であるとともに本人の預貯金等の額が 650 万円（配偶者がいる場合は夫婦で 1650 万円）以下であり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	第 2 段階	430 円	480 円	390 円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税課税であるとともに本人の預貯金等の額が 550 万円（配偶者がいる場合は夫婦で 1550 万円）以下であり、利用者負担第 2 段階以外の方	第 3 段階①	430 円	880 円	650 円
本人及び世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市町村民税課税であるとともに本人の預貯金等の額が 500 万円（配偶者がいる場合は夫婦で 1500 万円）以下であり、利用者負担第 2 段階以外の方	第 3 段階②	430 円	880 円	1,360 円
上記以外の方（市町村民税世帯課税である・別世帯の配偶者が市町村民税課税である・条件以上の預貯金等を保有している）	第 4 段階	915 円 全額負担	1231 円 全額負担	1,445 円 全額負担

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一、 理美容代として 1 回 2,000 円

二、 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業者は第 7 条第 1 項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改定内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者

又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、延岡市内の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一. 利用者は火気の取り扱いに注意をしなければならない。
- 二. 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三. 利用者は喧嘩、口論または暴力等、他人に迷惑となる行為をしてはならない。
- 四. 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（緊急時の対応）

第10条 職員は、介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（身体拘束の制限）

第11条 職員は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するものとともに、非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年2回実施する。

（個人情報保護及び秘密保持等）

第13条 事業所は、個人情報の保護に関する規則に基づき、利用者の個人情報の適正な取り扱い及び個人の権利利益の保護に努めるとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所に従事した職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 逆値を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する者とする。

(その他運営に関する事項)

- 第 15 条 事業所は、利用者に対し、適切な介護予防短期入所生活介護サービスが提供できるよう、専門知識及び専門技術の向上を図るための研修を行うものとする。
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

- 第 16 条 提供した介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- | | | |
|-------------|--------|----------|
| 苦情受付窓口及び担当者 | きたがわ荘 | 介護主任 |
| 苦情受付時間 | 午前 9 時 | ～ 午後 5 時 |
- 2 施設は、サービスの提供に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

附 則

- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 12 月 13 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表

(予防ショート利用) サービス利用料金表

〈多床室の1割負担者〉

要介護度		要支援 1					要支援 2				
1.基本利用料金		4,510					5,610				
2.自己負担額(1割)		451					561				
3.サービス提供体制加算Ⅱ		18									
4.介護職員等処遇改善加算		66					81				
5.居室に係る自己負担額		第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
6.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計		(2+3+4+5+6)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	835					960				
	第2段階	1,355					1,480				
	第3段階①	1,615					1,740				
	第3段階②	1,895					2,450				
	第4段階	2,895					3,020				

〈従来型個室の1割負担者〉

要介護度		要支援 1					要支援 2				
1.基本利用料金		4,510					5,610				
2.自己負担額(1割)		451					561				
3.サービス提供体制加算Ⅱ		18									
4.介護職員等処遇改善加算		66					81				
5.居室に係る自己負担額		第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1,231
6.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	600	第3段階①	1,000	第3段階②	1,300	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,215					1,340				
	第2段階	1,615					1,740				
	第3段階①	2,415					2,540				
	第3段階②	1,835					2,840				
	第4段階	3,211					3,336				

別表

(予防ショート利用) サービス利用料金表

〈多床室の2割負担者〉

要介護度		要支援 1					要支援 2				
1.基本利用料金		4,510					5,610				
2.自己負担額(2割)		902					1,122				
3.サービス提供体制加算Ⅱ		36									
4.介護職員等処遇改善加算		131					162				
5.居室に係る自己負担額		第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
6.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,369					1,620				
	第2段階	1,889					2,140				
	第3段階①	2,149					2,400				
	第3段階②	2,429					3,110				
	第4段階	3,429					3,680				

〈従来型個室の2割負担者〉

要介護度		要支援 1					要支援 2				
1.基本利用料金		4,510					5,610				
2.自己負担額(2割)		902					1,122				
3.サービス提供体制加算Ⅱ		36									
4.介護職員等処遇改善加算		131					162				
5.居室に係る自己負担額		第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1,231
6.食費に係る自己負担額		第1段階	300	第2段階	600	第3段階①	1,000	第3段階②	1,300	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 + 3 + 4 + 5 + 6)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,749					2,000				
	第2段階	2,149					2,400				
	第3段階①	2,949					3,200				
	第3段階②	2,369					3,500				
	第4段階	3,745					3,996				

別表

(予防ショート利用) サービス利用料金表

〈多床室の3割負担者〉

要介護度		要支援 1				要支援 2				
1.基本利用料金		4,510				5,610				
2.自己負担額(2割)		1,353				1,683				
3.サービス提供体制加算Ⅱ		54								
4.介護職員等処遇改善加算		197				243				
5.居室に係る自己負担額	第1段階	0	第2段階	430	第3段階①	430	第3段階②	430	第4段階	915
6.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	390	第3段階①	650	第3段階②	1,360	第4段階	1,445
自己負担合計		(2 +3+ 4 + 5 + 6)								
所得段階別 自己負担額	第1段階	1,904				2,280				
	第2段階	2,424				2,800				
	第3段階①	2,684				3,060				
	第3段階②	2,964				3,770				
	第4段階	3,964				4,340				

〈従来型個室の3割負担者〉

要介護度		要支援 1					要支援 2				
1.基本利用料金		4,510					5,610				
2.自己負担額(2割)		1,353					1,683				
3.サービス提供体制加算Ⅱ		54									
4.介護職員等処遇改善加算		197					243				
5.居室に係る自己負担額	第1段階	380	第2段階	480	第3段階①	880	第3段階②	880	第4段階	1,231	
6.食費に係る自己負担額	第1段階	300	第2段階	600	第3段階①	1,000	第3段階②	1,300	第4段階	1,445	
自己負担合計		(2 +3+ 4 + 5 + 6)									
所得段階別 自己負担額	第1段階	2,284					2,660				
	第2段階	2,684					3,060				
	第3段階①	3,484					3,860				
	第3段階②	2,904					4,160				
	第4段階	4,280					4,656				

